

指定居宅介護支援事業所
株式会社名東介護センター介護相談室　運営規程

（事業の目的）

第1条　株式会社名東介護センターが開設する、株式会社名東介護センター介護相談室（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条　事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2　事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-----|--------------------------------|
| (1) | 名称 | 株式会社　名東介護センター介護相談室 |
| (2) | 所在地 | 愛知県名古屋市名東区名東本通3丁目31番地　第6東洋ビル1階 |

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条　事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ①　管理者　1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）
- 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- ②　介護支援専門員4名（常勤専従職員3名、常勤兼務職員1名(管理者と兼務)、非常勤専従職員0名) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ①　営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、8月12日から8月15日、12月29日から1月3日までを除く。
- ②　営業時間　午前9時から午後6時までとする。
- （居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

第6条　指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- | | |
|------------------|--------------|
| ①　利用者の相談を受ける場所 | 第3条に規定する事業所内 |
| ②　使用する課題分析票の種類 | フローチャート方式 |
| ③　サービス担当者会議の開催場所 | 第3条に規定する事業所内 |
| ④　介護支援専門員の居宅訪問頻度 | 最低月1回 |
| ⑤　モニタリングの結果記録 | 1ヶ月に1回 |

（通常の事業の実施地域）

第7条　通常の事業の実施地域は、名古屋市内（但し、南区、港区、中川区、中村区、北区、西区を除く）及び日進市、尾張旭市、長久手市とする。

（事故発生時の対応）

第8条　介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（その他運営についての留意事項）

第9条　事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- | | |
|---------|----------|
| ①　採用時研修 | 採用後3カ月以内 |
| ②　継続研修 | 年4回 |

2　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社名東介護センターと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（高齢者虐待防止の推進）

第10条　虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法。

- | |
|---------------------------------|
| ①　虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催。 |
| ②　虐待の防止のための指針の整備。 |
| ③　虐待の防止のための従業者に対する研修の実施。 |
| ④　虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置。 |

（身体拘束適正化の推進）

第11条　利用者またはご家族との生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこと。

2　身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

3　身体拘束等の適正化の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

4　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

5　身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附　則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年5月23日から施行する。

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

この規程は、平成29年1月11日から施行する。

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

この規程は、平成30年9月13日から施行する。

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

この規定は、平成31年2月1日から施行する。

この規定は、令和元年9月1日から施行する。

この規定は、令和2年3月7日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年5月1日から施行する。

この規定は、令和3年3月1日から施行する。

この規定は、令和3年6月21日から施行する。

この規定は、令和3年8月10日から施行する。

この規定は、令和3年8月26日から施行する。

この規定は、令和3年9月7日から施行する。

この規定は、令和3年11月1日から施行する。

この規定は、令和4年5月6日から施行する。

この規定は、令和4年6月1日から施行する。

この規定は、令和4年8月17日から施行する。

この規定は、令和4年9月1日から施行する。

この規定は、令和4年10月1日から施行する。

この規定は、令和5年8月10日から施行する。

この規定は、令和5年10月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年5月1日から施行する。

この規定は、令和6年8月1日から施行する。

この規定は、令和7年2月1日から施行する。

この規定は、令和7年3月1日から施行する。